

積算疑義の申立に係る手続の試行について

1 積算疑義の申立に係る手続の試行

(1) 金入設計書の閲覧

ア 閲覧ができる者

金入設計書閲覧申請書（様式6）を提出し、当該発注工事の金入設計書を閲覧することができる者は、入札参加者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。

- (ア) 入札の際に工事費内訳書を提出しなかった者
- (イ) 再度の入札に付した場合における当該再度の入札への参加を辞退した者
- (ウ) 記名押印がない入札書（広島市水道局契約規程第10条第1項第1号に規定するものをいう。）を提出した者
- (エ) 記入文字が明確でない入札書を提出した者
- (オ) 一の入札に同一の入札者又は代理人からの2通以上の入札書を提出した者

イ 閲覧の方法

- (ア) 金入設計書閲覧申請書を提出しようとする場合は、開札後に電子入札システムにより発行される「保留通知書」又はその写しとともに、工事担当課へ持参又は送付（メール又はFAXに限る。）する。
- (イ) 金入設計書は工事担当課の事務室において閲覧することができる。
- (ウ) 本市に登録のあるメールアドレスから申請書等が送付された場合に限り、電子メールによる金入設計書（PDF形式）の送付も可能とするので、工事担当課への申請書等の到達確認後、金入設計書の電子メールでの送付を申し出ること。

ウ 閲覧の期間及び時間

- (ア) 期間 開札日（又は再度の入札の開札日）から起算して2日間（広島市の休日を除く。）
- (イ) 時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、開札日（又は再度の入札の開札日）にあつては開札後から午後5時まで）

(2) 積算疑義の申立

入札参加者（上記(1)アに定める者）は、金入設計書を閲覧した結果、積算疑義が生じた場合は、積算疑義申立書（様式7）に積算疑義の対象及び内容を記載し、これを提出することにより、積算疑義がある旨を申し立てることができる。（設計図等により確認し得るものを除く。）

ア 申立の方法

積算疑義申立書を提出しようとする場合は、開札後に電子入札システムにより発行される「保留通知書」又はその写しとともに、工事担当課へ持参又は送付（メール又はFAXに限る。）する。

イ 申立の受付に係る期間及び時間

- (ア) 期間 開札日（又は再度の入札の開札日）から起算して2日間（広島市の休日を除く。）
- (イ) 時間 午前8時30分から午後5時まで（ただし、開札日（又は再度の入札の開札日）にあつては開札後から午後5時まで）

ウ 申立の内容、回答及び検証結果

申立者への送付、工事担当課の事務室における閲覧及び「広島市電子調達システムポータルサイト」内の調達情報公開システム（一般公開用）→「中止公告・訂正公告・入札関係資料の修正等を行った案件」→「水道局」→「積算疑義の申立内容・回答及び検証結果」への掲載により確認することができる。

(3) 積算疑義申立への対応

積算疑義申立に対する検証の結果、積算の内容に誤りが確認できなかった場合又は積算の内容に誤りがあつたものの、入札の公正性が損なわれていない場合は入札を続行する。

積算の内容に誤りがあり、入札の公正性が損なわれていた場合は入札を中止する。

なお、入札を中止することとした場合は、一定の期間、工事担当課において金入設計書を閲覧に供する。

2 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 申請書等提出者の確認

積算疑義申立に係る手続の終了後、入札の公正性が損なわれていない場合は、入札参加者に対し、電子入札システムにより「保留通知書」が発行されるので、この通知書の最低入札業者欄に記載のある者を自ら確認し、当該者であれば申請書等を提出する。

なお、最低入札価格提示者が2者以上ある場合は、入札参加資格を確認する順番を決めるくじ引の結果、順番が1番となった者が申請書等を提出する。

(2) 申請書等の提出

保留通知書を確認した後、最低入札価格提示者（電子入札システムの保留通知書で、最低入札業者となった者）となった場合又はくじ引の結果、申請書等の提出者となった場合は、申請書等を所定の期限までに提出すること。

提出された申請書等の撤回又は差替えは認めない。なお、本局から申請書等の一部について、追加提出を求める場合がある。

保留通知書を確認できなかった（見ていない）等により、所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。

提出期限は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日の翌日（広島市の休日を除く。）の正午まで（くじ引の場合はくじ引を行った日の翌日（広島市の休日を除く。）の正午まで。ただし、主任技術者が他の工事を兼務する場合に提出する兼務状況の確認に係る書面（様式「施工様式－5 1」）及び兼務する工事の発注者が本局でない場合に当該工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（様式「施工様式－5 2」）（詳細は、別添「主任技術者等の兼務の条件について」を参照。）の写しの提出期限は、原則一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求める旨の通知をする日の翌々日（広島市の休日を除く。）の午後5時まで）。

令和3年9月から押印を廃止したことに伴い、申請書等の提出時に本局職員が提出者の本人確認等を行うため、窓口で提出者の本人確認書類等（本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び保険証など使用人の身分が分かるもの）を提示すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に押印し、提出した場合には、本人確認等は行わず受理する。

申請書等は、入札公告に記載した工事担当課へ持参すること。

ただし、契約担当課から別途指示のある場合は、その指示による。

なお、最低入札価格提示者の資格が確認できない場合又は低入札価格調査により落札者としめない場合等は、後日、最低入札価格提示者以外（調査対象業者以外）の者について、申請書等の提出を求めるので、別途指示するとおり申請書等を提出すること（所定の期限までに申請書等を提出しない者は当該入札を無効とする。）。

※ 工事担当課では、提出のあった申請書等について、記載漏れ等について簡単に確認し受理するが、後日書類を精査し、所定の手続を経た後、入札参加資格確認の有無を審査するので、申請書等の提出が完了したことをもって入札参加資格を有していることの確認を保証するものではない。

(3) 申請書等の未提出者及び不備のある申請書等の提出による入札参加制限等

正当な理由がなく申請書等を提出しなかったことにより当該入札が無効となった者及び正当な理由がなく不備のある申請書等を提出したことにより当該入札が無効となった者は、当該入札を無効（非確認）とした日の翌日から起算して1か月間、入札に参加できない。ただし、入札参加条件のうち会社の施工実績において、請負金額が本局設計金額の所定割合に満たない場合に限り、当該入札が無効となり、入札参加条件を満たしていない者となるが、入札参加できない取扱いについては適用しないこととする。

また、既に入札に参加していた場合においても、入札に参加できない期間中に入札参加資格確認をする場合又は入札参加資格確認の対象となった場合は、当該入札を無効とする。

※ 「正当な理由」とは、不可抗力その他正当な理由のこと（天災等）であり、勘違い（思い込み・誤った解釈など）、失念等による場合は正当な理由と認めない。

3 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札書記載金額

落札者の決定に当たっては、落札者が電子入札システムに入力した金額又は入札書に記載した金額に、当該金額の100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して得た金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

なお、落札者となった者が消費税等に係る免税事業者の場合は、契約書の請負代金額について、消費税等相当額のうち書きを行わないため、落札者は直ちに「免税事業者届出書」（広島市のホームページに掲載）を契約担当課へ提出すること。

(3) 入札の無効

入札公告に示した入札参加条件を満たさない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札又は入札に関する諸条件（入札公告、入札説明書及び仕様書並びに諸法規等）に違反した入札は無効とする。

(4) 調査基準価格又は最低制限価格

設定する。

(5) 入札の回数

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合（最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がない場合）は、1回に限り、再度の入札を行う。この場合、電子入札システムにより再入札通知書を送付（初度の入札が紙入札の場合は、FAXにより再入札通知書を送付）し、原則として開札日の翌日（広島市の休日を除く。）を再度の入札の開札日とする。

なお、初度の入札に参加しなかった者及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

また、再度入札を希望しない場合は、入札を辞退して差し支えないが、再度入札を辞退する者は、入札書受付期間内に電子入札システムで辞退届を提出すること。入札を辞退したことで不利益な取扱いは一切しない。

(6) 開札の立会い

開札への立会いは求めない。なお、立会い希望者は1者につき1人を認める。

(7) 落札者の決定方法

広島市水道局契約規程第16条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者（最低制限価格を設定した案件にあっては、最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者）から順に申請書等に基づき入札参加資格の確認を行った上で後日落札者を決定する。この場合において、入札参加資格の確認を受ける入札参加者が、当該開札日時から落札者の決定までの間に広島市水道局建設工事競争入札取扱要綱第20条の2の規定の次のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札を無効とする。

- ① 競争入札参加資格の取消事由に該当することとなった場合
- ② 本局の指名停止措置を受けた場合
- ③ 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ④ 入札参加資格を満たさなくなった場合（建設工事入札取扱要綱第28条第3号エの規定により選定できない者となった場合において、入札参加資格を有することの確認を受けているときを除く。）及び入札に関する条件に違反することとなった場合

なお、総額失格基準額を下回る価格をもって入札した者（最低制限価格を設定した案件にあっては、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者）は失格とし、その者を落札者とししない。

また、調査基準価格を設定した案件において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者で落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本件契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の価格をもって有効な入札を行った他の入札参加者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行った上で落札者としてすることがある。

なお、予定価格の制限の範囲内の価格で総額失格基準額以上の最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者（最低制限価格を設定した案件にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札をした入札参加者）が2者以上ある場合は、次のとおりくじ引により入札参加資格の確認を行う者の順番を決定する。

ア 入札公告において電子くじ対象案件とした工事の場合は、開札後、直ちに電子入札システムの電子くじ機能を利用する方法(以下「電子くじ」という。)によるくじ引を行う。ただし、電子くじによるくじ引が困難な場合は、原則として積算疑義申立の手續の後に保留通知書が発行された日の翌日（広島市の休日を除く。）に該当者がくじを引く方法によるくじ引を行う。

イ 入札公告において電子くじ対象案件としていない工事の場合は、原則として、積算疑義申立の手續の後に保留通知書が発行された日の翌日（広島市の休日を除く。）に、該当者がくじを引く方法によるくじ引を行う。

該当者がくじを引く方法によるくじ引を行う場合において、くじ引を欠席したとき又はくじを引かないときは、入札事務に関係のない本局職員がその者に代わってくじを引くものとする。

※ 電子くじによるくじ引の場合は、該当者が来庁する必要はありません。

(様式6)

令和 年 月 日

広島市水道事業管理者

所在地又は住所 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○
担当者氏名 ○○ ○○
連絡先 (○○○) ○○○-○○○○

金入設計書閲覧申請書

次の発注工事に関し、金入設計書の閲覧を申請します。

なお、閲覧は、自らが行った見積と広島市水道局が行った積算とを比較し、積算内容を検証することのみを目的として行い、閲覧に際して知り得た情報について当該目的以外に使用すること及び第三者に提供しないことを誓約します。

- 1 案件番号 ○○○○○○○○○○○
- 2 工事名 ○○○○○○○○○工事
- 3 開札日 令和○年○月○日
(再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日)

※ 閲覧を希望される方は、この申請書を当該入札の保留通知書又はその写しとともに持参又は送付してください。

閲覧される際には、本人確認を行いますので、閲覧される方が代表者又は入札契約権限の受任者のときは、本人であることを確認することができる書類（免許証、マイナンバーカード等の公的機関の発行する身分証明書）を持参し、本局の職員に提示してください。また、代表者又は入札契約権限の受任者に代わって代理の方が閲覧されるときは、本人であることを確認することができる書類のほか、入札参加者との間に雇用関係等があることを確認することができるもの（例：健康保険被保険者証等）を持参し、本局の職員に提示してください。

また、本局に登録のあるメールアドレスからこの申請書等が送付された場合に限り、電子メールによる同アドレスへの金入設計書（PDF形式）の送付も可能としますので、工事担当課への申請書等の到達確認後、金入設計書の電子メールでの送付を申し出てください。

(様式7)

令和 年 月 日

広島市水道事業管理者

所在地又は住所 ○○市○○区○○町○丁目○番○号
商号又は名称 株式会社○○○○
代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○
担当者氏名 ○○ ○○
連絡先 (○○○) ○○○-○○○○

積算疑義申立書

次の発注工事に関する積算について、疑義があるので、以下のとおり申し出ます。
なお、申立の内容及び理由を広島市水道事業管理者が公表することについて、あらかじめ承諾します。

- 1 案件番号 ○○○○○○○○○○
- 2 工事名 ○○○○○○○○工事
- 3 開札日 令和○年○月○日
(再度の入札を実施した場合は、再度の入札の開札日)
- 4 申立の内容及び理由

※ 単に「自らの見積と合わない」等を理由とする申立は、積算疑義に該当しません。積算疑義の対象及び内容を具体的に記載してください。
この申立書を提出される際には、当該入札の保留通知書又はその写しとともに持参又は送付してください。